

平成27年度

新技術・地域資源開発補助事業募集要領

一般財団法人

地域総合整備財団<ふるさと財団>

融資部企画調整課

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-6 新平河町ビル

TEL:03(3263)5586 FAX:03(3263)5732

## 1 事業目的

新技術・地域資源開発補助事業は、企業等の新技術・地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）が支援を行う場合に、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が当該市町村に対し補助金を交付することで、地方創生に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進することを目的としています。

## 2 事業内容

企業等に対して市町村が、新たな技術を用いて新規性を有する新商品開発等または、地域資源を活用して地域特産品となる新商品開発等に必要な経費の補助を行う場合に、市町村に対して補助金を交付します。

### 2.1 補助対象事業

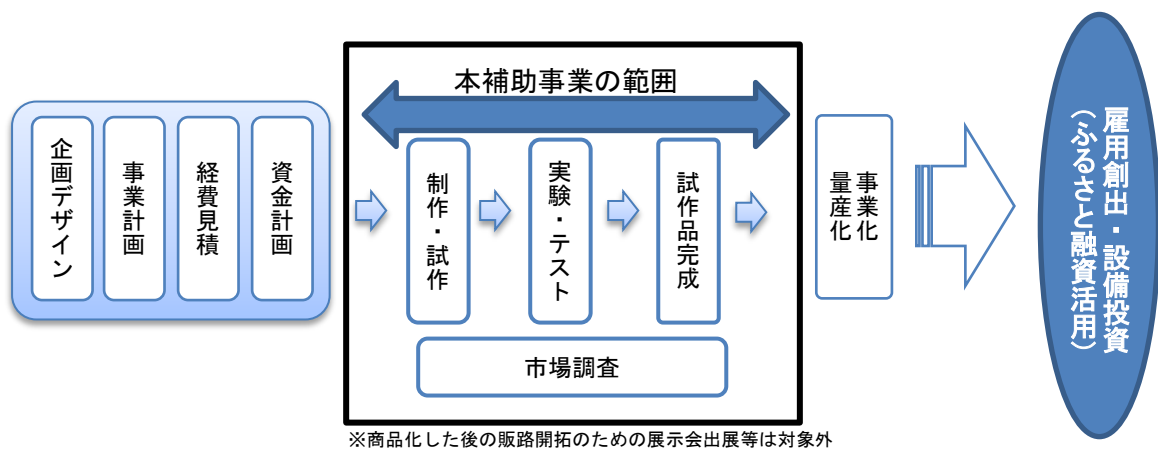
#### (1) 新技術開発補助事業

新たな視点や技術等を導入し、既製商品と差別化を図り、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うことで地域産業の発展が図られる事業

#### (2) 地域資源開発補助事業

地域の特色のある各種資源に着目し、その資源を用いて、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うことで地域産業の育成が図られる事業

補助事業の範囲（イメージ図）



### 2.2 補助対象期間

平成27年4月1日から平成28年2月29日まで

### 2.3 補助限度額

- (1) 新技術開発補助事業 10,000千円
- (2) 地域資源開発補助事業 3,000千円

## 2.4 補助率

補助対象と認められる経費の2/3以内

ただし、補助対象事業が地域力創造推進地域、過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には、10分の10

## 2.5 対象経費

企業等の新商品の研究開発に要する経費（別表「補助対象経費」参照）

## 3 補助対象者

市町村（特別区も含みます）

市町村が支援を行う企業等は、下記の要件を満たす必要があります。

- (1) 申請時点において、法人格を有すること
- (2) 新商品を自らが研究・開発を行い、その商品を製造または販売可能であること

## 4 補助対象とならない事業

- (1) 補助対象事業が国庫補助を受けている事業
- (2) 市町村の補助を受けようとする企業等が債務超過の状況にある場合
- (3) 補助を受けようとする企業等が研究開発の主要部分を他に委託する事業

## 5 スケジュール

内 容	時 期	様 式※	備 考
申請書提出期限	平成27年3月2日	様式第1, 2, 3	政令指定都市以外の市町村は都道府県を通して提出してください。
選考委員会	平成27年5月頃		
交付決定通知	平成27年5月頃		
中間報告書提出期限	平成27年11月30日	様式第7, 8	
完了報告書提出期限	平成28年2月29日	様式第9, 10, 11	
補助金交付	平成28年3月下旬		
状況報告書提出期限	平成28年7月29日	様式第12	

※平成27年新技術・地域資源開発補助事業実施要綱別記様式

## 6 申請手続き

### 6.1 申請方法

市町村は、政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて財団に提出してください。

同一都道府県及び政令指定都市で申請事業が複数ある場合は、都道府県及び政令指定都市において、優先順位を付して財団に提出してください。

## 6.2 必要書類

- (1) 新技術・地域資源開発補助事業補助金交付申請書
- (2) 補助対象事業概要書（別記様式第2）
- (3) 補助対象事業計画書（別記様式第3）
- (4) 市町村が補助する企業等の定款（定款のない場合はこれに類するもの）
- (5) 市町村が補助する企業等の直近3カ年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- (6) 市町村が補助する企業等の沿革が記載されたパンフレット等
- (7) その他申請に当たり必要な補足資料

※様式については、新技術・地域資源開発補助事業実施要綱を参照してください。

## 6.3 申請受付期間・申請先

平成27年1月9日（金）～平成27年3月2日（月）

一般財団法人地域総合整備財団 融資部企画調整課

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-6 新平河町ビル

## 6.4 留意事項

提出書類は返却しません。必要に応じて、財団から追加資料の提出及び説明を求める場合があります。

## 7 選考

### 7.1 選考方法

有識者で構成する選考委員会において選考を行います。

選考委員会の際、プレゼンテーションによるヒアリング審査を行う場合があります。その場合は、別途お知らせします。

### 7.2 選考基準

評価のポイントは下表のとおりです。

新技術開発	地域資源開発
・新規性	・地域性
・市場性	・発展性
・実現可能性	・実現可能性

下記の事項に該当する場合は、加点します。

- (1) 産官学及び金融機関との連携による実施体制が整っている事業
- (2) 開発初期段階での実現可能性調査支援等地方公共団体の支援が確認できる事業
- (3) ふるさと融資活用実績のある企業等の事業

### 7.3 審査結果及び交付決定について

- (1) 審査結果は、書面にてお知らせします。
- (2) 審査の結果、補助金申請額と補助金交付予定額が異なる場合があります。
- (3) 補助対象事業として採択された場合、企業名・事業名について公表します。

## 8 補助事業を実施するための注意事項

### 8.1 経理関係書類の確認

完了報告書の確認書類として、補助対象事業に係る請求書及び領収書の保管が必要です。また、委託費については、仕様書等委託内容が確認できる書類を提出してください。

### 8.2 事業計画の変更等

企業等の行う補助対象事業が内容変更、遅延、中止等の状況になった場合には、速やかに財団と協議し、事業変更申請書を財団に提出してください。

なお、内容変更とは以下の場合を指します。

- (1) 当初計画より30%以上の増減が生じる場合
- (2) 当初計画で計上していなかった経費を計上する場合

## 9 情報公開

補助金の交付決定後、市町村名、企業等の名称・所在地・代表者氏名、事業名、その取組内容及び成果については、地域振興策の実例として、財団の広報媒体を通じて公表します。

## 別表 補助対象経費

経費名	補助対象経費
1.謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
2.旅費	①アドバイスを受ける専門家の招聘に要する交通費 ②試験研究機関等との試験実施等に要する職員の交通費 ③販路拡大調査に要する職員の交通費 (備考) 対象となる旅費の交通費、宿泊費及び日当等は、企業等の旅費規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えないものであること。なお、旅費規程等に基づくものであってもグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象としない。
3.原材料費	研究開発による新商品完成に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
4.機械装置費	①機械装置、分析装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)を借上(リース)した場合に支払われる経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、期間按分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。 ②機械装置又は機械装置を自社により製作する場合の部品並びに分析機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)の購入に要する経費 (備考)生産のための設備投資とみなされるようなものは認めない。なお、機械装置の購入は、研究開発による新商品の完成に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること。
5.工具器具費	①工具・器具の借上(リース)に要する経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合、期間按分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする ②工具・器具の試作、改良、修繕に要する経費 ③工具・器具の購入に要する経費 (備考)工具・器具の購入は、研究開発による新商品完成に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること。
6.委託費	①機械装置、工具・器具等の試作、改良、修繕を委託する経費 ②市場の動向等の調査又は研究開発事業の一部を委託する経費 ③販路拡大のためにその一部を委託する経費で、ホームページ等作成委託費、受発注コーディネートなどのコンサルティング料、製品紹介パンフレット類の作成委託などの経費 (備考)委託費が補助対象事業に占める割合が高い事業は認めない。
7.技術指導費	外部からの技術指導を受ける場合、技術提供先に支払われる経費
8.産業財産権 導入費	他者が所有する産業財産権の導入に要する経費 ※自社の特許等の出願・登録手続に要する経費は含まない。
9.会議事務費	①事業実施のための検討を行うための会議費、会場使用料 ②事業実施に必要な文献費 ③物品の運搬に要する経費 ④新商品の開発過程における販路開拓・拡大のための展示会等に出展する経費 ⑤事業実施に必要な消耗品費
10.人件費	補助対象事業に従事する者に係る人件費で、補助対象経費の30%以内とする。
11.その他経費	上記以外で財団が特に必要と認める経費